防府市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱

令和2年7月8日制定

(目的)

第1条 この要綱は、個人消費の喚起による地域経済と市内小売商業の活性化及び家計の支援を図るため、防府商工会議所(以下「会議所」という。)が行う商品券の発行事業の経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 商品券の発行事業 額面の1割以上をプレミアムとして付した使用期限付の市内共通 商品券(以下「商品券」という。)を販売する事業をいう。
 - (2) 商品券販売額 第5条に規定する交付の決定において、市長が認めた商品券の発行事業の実施期間(以下「事業実施期間」という。)内に会議所が販売した商品券の額(プレミアム分を除く。)をいう。
 - (3) 商品券発行額 商品券の発行事業を実施するにあたり、会議所が用意した商品券(プレミアム分を含む。)の額をいう。

(補助金の額)

- 第3条 市長は、会議所に対し、予算の範囲内において防府市内共通商品券発行事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することができる。
- 2 補助金の限度額は、市長が認める次の各号に掲げる経費の合計額(以下「補助対象経費」という。)の範囲内とし、市と会議所が協議を行い、決定するものとする。
 - (1) 事務費 会議所が、商品券の発行事業の実施にあたり負担する事務費。
 - (2) プレミアム経費 会議所が、商品券を販売することにより負担することとなるプレミアム経費。
- 3 前項の規定により算出して得た額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (交付の申請)
- 第4条 補助金を受けようとする会議所は、事業の実施までに市内共通商品券発行事業費補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。 (交付の決定)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、会議所に対し市内共通商品券発行事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する交付決定以後において、第6条の規定する届出、第7条に規定する実績報告書又は第9条第1項の規定により、交付決定額を変更するときは、市内共通商品券発行事業費補助金交付決定変更通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項並びに第2項に規定する交付の決定において必要があると認めるときは、 条件を付すことができる。

(変更等の届出)

第6条 会議所は、次の各号に該当するときは、遅滞なく市内共通商品券発行事業費補助金

事業計画変更・中止・廃止届(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 商品券の発行事業に係る商品券発行額の全部又は一部を変更しようとするとき。
- (2) 商品券の発行事業を中止又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第7条 会議所は、商品券の発行事業が完了したときは市内共通商品券発行事業費補助金実 績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

- 第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、 必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る商品券の発行事業の成果がこの交付 決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額 を確定し、市内共通商品券発行事業費補助金交付確定通知書(第6号様式)により会議所 に通知するものとする。
- 2 補助金の交付は、第1項の規定により補助金の額の確定後、会議所からの市内共通商品 券発行事業費補助金請求書(第7号様式)により支払うものとする。
- 3 補助金は、概算払をすることができるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により確定した補助金が、既に交付している補助金の額に満たないときは、その差額を返還させるものとする。

(決定の取消し)

- 第9条 市長は、会議所が次の各号に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部 を取り消し、補助金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。
 - (1) 偽りの申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 事業実施期間内に完了する見込みがなくなったとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (5) その他、市長が不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定は、前条第1項に規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助対象事業の経理)

第10条 会議所は、補助対象事業に係る収支を記入した帳簿を設けて支出関係書類及びその他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計 年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市と会議所 が協議を行い、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

年 月 日

防府市長 様

(申請者)

所 在 地 名 称

代表者名

印

市内共通商品券発行事業費補助金交付申請書

防府市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定する補助金の交付を受 けたいので、同要綱第4条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

補助対象経費		
1)+2)	①事務費	②プレミアム経費
円	円	円

- 2 事業実施予定期間
- 年 月 日から 年 月

3 予 算

(収入)

区分	予算額	備考
商品券販売額	円	VIII
市 補 助 金	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(支出)

	区 分	予	算	額	補助対象経費
	プレミアム経費			円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
事務費				円	円
費				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
	計			円	円

4 事 業 計 画

商品券発行額	円(プレミアム分含む)
商品券販売方法 及び販売場所	
商品券取扱店	
周知方法	
換金方法等	

 防 商 第
 号

 年 月 日

様

防府市長印

市内共通商品券発行事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱第3条第1項に規定する補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので、同要綱第5条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

補助対象経費		
1)+2)	①事務費	②プレミアム経費
円	円	円

- 2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 条 件
 - (1) 補助金は、事業実施期間内に会議所が行う商品券の発行事業に係る経費を対象とする。
 - (2) 補助金は、防府市内共通商品券発行事業以外に使用しないこと。
 - (3) 交付決定後、事業計画の変更等を行うときは、事前に市に相談し、必要があるときは、防府市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱第6条の規定による届出を提出する等、適切な処置をとること。
 - (4) 防府市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱第7条の規定による実績報告書並びに関係書類を提出すること。

 防 商 第
 号

 年 月 日

様

防府市長印

市内共通商品券発行事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け、防商第 号で交付の決定をした防府市内共通商品券発行事業 費補助金について、下記のとおり変更をしましたので、防府市内共通商品券発行事業費補助 金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定変更額

円

	補助対象経費		
	1+2	①事務費	②プレミアム経費
③変更後	円	円	円
④変更前	円	円	円
3-4	円	円	円

2 条 件

- (1) 補助金は、事業実施期間内に会議所が行う商品券の発行事業に係る経費を対象とする。
- (2) 補助金は、防府市内共通商品券発行事業以外に使用しないこと。
- (3) 交付決定後、事業計画の変更等を行うときは、事前に市に相談し、必要があるときは、防府市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱第6条の規定による届出を提出する等、適切な処置をとること。
- (4) 防府市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱第7条の規定による実績報告書並びに関係書類を提出すること。

防府市長 様

(申請者)

所 在 地 名 称

代表者名

印

市内共通商品券発行事業費補助金事業計画変更·中止·廃止届

変更

事業の全部又は一部を中止 しましたので、防府市内共通商品券発行事業費補助金交付廃止

要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1	変更・中止・廃止	の理由(実施年月日:	年	月	日)	
Γ						

2 市負担額の変更

	補助対象経費		
	1+2	①事務費	②プレミアム経費
③変更後	円	円	円
④変更前	円	円	円
3-4	円	円	円

年 月 日

防府市長様

(申請者)

所 在 地 名 称

代表者名

印

市内共通商品券発行事業費補助金実績報告書

年 月 日付け、防商第 号で交付の決定を受けた防府市内共通商品券発行 事業が完了しましたので、防府市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱第7条の規定によ り報告します。

記

1 補助対象経費

円

	①事務費	②プレミアム経費	計①+②
総事業費	円	円	円
うち補助対象経費	円	円	円

2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日

3 決 算 額

(収入)

(0 . 7 . 7			
区 分	①予算額	②決算額	差額①-②
商品券販売額	円	円	円
市補助金	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

(支出)

区 分		①予算額	②決算額	差額①-②	
プレミアム経費		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
事務費		円	円	円	
費		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	計	円	円	円	

[※]補助対象経費は、太字で記入してください。

4 添付書類 収入並びに支出金額を証する書類の写し

 防 商 第
 号

 年 月 日

様

防府市長印

市内共通商品券発行事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け、防商第 号で交付決定した防府市内共通商品券発行事業費補助金について、防府市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱第7条の規定により提出された実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、同要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額

円

補助金交付確定額の内訳	金	額		概算払年月日			
概算額			円		年	月	日
未交付額			円				
計			円				

防府市長 様

(請求者)

所 在 地

名 称

代表者名

印

市内共通商品券発行事業費補助金請求書

年 月 日付け、防商第 号で交付の決定を受けた防府市内共通商品券発

第2項

行事業費補助金について、防府市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱第8条 の規 第3項

定により下記のとおり請求します。

記

請求金額

振 込 先	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協・信用組合
金融機関	支店・支所・出張所
口座番号・種別	1:普通 2:当座
(フリガナ)	
口座名義	